平成２６年（フ）第９６号
奈良県生駒市東生駒１丁目492番地
債務者　津田佳代子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７０号
広島市西区草津東２丁目16番25―401号
債務者　三牧　英智
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５号
広島市安芸区船越１丁目35番７―201号
債務者　岡村　水香
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
山口県下関市清末鞍馬３丁目６番50号
債務者　津川美津子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
山口県下関市長府黒門東町３番Ｄ―505号
神戸製鋼アパート
債務者　竹谷　　博
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
愛媛県新居浜市横水町14番４号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎41番地の１　町営新修団地308―１
債務者　大場　美矢
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１号
大分県豊後高田市森1043番地１
債務者　近藤　謙治
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
宮崎市鶴島３丁目92番地
債務者　山元佐知江
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６４号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅204棟17号
債務者　櫻　慎一郎
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７４号
宮崎市元宮町６番９号　陽光ＭＨ202
債務者　古市千代子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４号
宮崎県日南市瀬西１丁目13番26号　由井アパート１Ｆ
債務者　伊東　　博
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第８号
広島県呉市広吉松１丁目２番42号
債務者　川本　達也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４３号
広島県呉市坪ノ内町９番２―804号
債務者　玉岡　一成
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５号
福島県郡山市大槻町字土瓜63番地２　コーポ橋本208号室、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字古屋敷100番地の２
債務者　柳沼　秀夫
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県洲本市上物部543番地12
債務者　廣井　啓男
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
神戸市灘区都通２丁目１番26―506号
債務者　中川真由美
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４号
神戸市垂水区舞子台８丁目６番８―1001号
債務者　阿南　新悟
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部